

議案第 8 7 号

宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和47年条例第39号)新旧対照表 (第 1 条関係) (現行)

(消防署の名称、位置及び管轄区域)

第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
宝塚市西消防署	宝塚市伊子志3丁目14番61号	小浜1丁目、小浜2丁目、小浜3丁目、小浜4丁目、小浜5丁目、美座1丁目、美座2丁目、武庫川町、宮の町、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、鶴の荘、向月町、弥生町、安倉西1丁目、安倉西2丁目、安倉西3丁目、安倉西4丁目、安倉中1丁目、安倉中2丁目、安倉中3丁目、安倉中4丁目、安倉中5丁目、安倉中6丁目、安倉南1丁目、安倉南2丁目、安倉南3丁目、安倉南4丁目、金井町、逆瀬川1丁目、逆瀬川2丁目、千種1丁目、千種2丁目、千種3丁目、千種4丁目、社町、伊子志1丁目、伊子志2丁目、伊子志3丁目、伊子志4丁目、末広町、東洋町、亀井町、福井町、小林1丁目、小林2丁目、小林3丁目、小林4丁目、小林5丁目、光明町、末成町、高松町、御所の前町、美幸町、塔の町、谷口町、中野町、大成町、高司1丁目、高司2丁目、高司3丁目、高司4丁目、高司5丁目、新明和町、駒の町、大吹町、鹿塩1丁目、鹿塩2丁目、仁川台、仁川宮西町、仁川団地、仁川旭ガ丘、仁川高丸1丁目、仁川高丸2丁目、仁川高丸3丁目、仁川月見ガ丘、仁川高台1丁目、仁川高台2丁目、仁川北1丁目、仁川北2丁目、仁川北3丁目、仁川うぐいす台_____、湯本町、梅野町、南口1丁目、南口2丁目、中州1丁目、中州2丁目、野上1丁目、野上2丁目、野上3丁目、野上4丁目、野上5丁目、野上6丁目、宝梅1丁目、宝梅2丁目、宝梅3丁目、宝松苑、寿楽荘、武庫山1丁目、武庫山2丁目、紅葉ガ丘、月見山1丁目、月見山2丁目、長寿ガ丘、光ガ丘1丁目、光ガ丘2丁目、青葉台1丁目、青葉台2丁目、逆瀬台1丁目、逆瀬台2丁目、逆瀬台3丁目、逆瀬台4丁目、逆瀬台5丁目、逆瀬台6丁目、ゆずり葉台1丁目、ゆずり葉台2丁目、ゆずり葉台3丁目、桜ガ丘、御殿山1丁目、御殿山2丁目、御殿山3丁目、御殿山4丁目、川面1丁目、川面2丁目、川面3丁目、川面4丁目、川面5丁目、川面6丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、清荒神1丁目、清荒神2丁目、清荒神3丁目、清荒神4丁目、清荒神5丁目、すみれガ丘1丁目、すみれガ丘2丁目、すみれガ丘3丁目、すみれガ丘4丁目、大字切畑(桜小場に限る。)、大字伊子志、大字小林、大字蔵人、大字鹿塩、大字川面、大字米谷及び大字中山寺(別に消防長が定める地域に限る。)

(改正案)

(消防署の名称、位置及び管轄区域)

第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
宝塚市西消防署	宝塚市伊子志3丁目14番61号	小浜1丁目、小浜2丁目、小浜3丁目、小浜4丁目、小浜5丁目、美座1丁目、美座2丁目、武庫川町、宮の町、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、鶴の荘、向月町、弥生町、安倉西1丁目、安倉西2丁目、安倉西3丁目、安倉西4丁目、安倉中1丁目、安倉中2丁目、安倉中3丁目、安倉中4丁目、安倉中5丁目、安倉中6丁目、安倉南1丁目、安倉南2丁目、安倉南3丁目、安倉南4丁目、金井町、逆瀬川1丁目、逆瀬川2丁目、千種1丁目、千種2丁目、千種3丁目、千種4丁目、社町、伊子志1丁目、伊子志2丁目、伊子志3丁目、伊子志4丁目、末広町、東洋町、亀井町、福井町、小林1丁目、小林2丁目、小林3丁目、小林4丁目、小林5丁目、光明町、末成町、高松町、御所の前町、美幸町、塔の町、谷口町、中野町、大成町、高司1丁目、高司2丁目、高司3丁目、高司4丁目、高司5丁目、新明和町、駒の町、大吹町、鹿塩1丁目、鹿塩2丁目、仁川台、仁川宮西町、仁川団地、仁川旭ガ丘、仁川高丸1丁目、仁川高丸2丁目、仁川高丸3丁目、仁川月見ガ丘、仁川高台1丁目、仁川高台2丁目、仁川北1丁目、仁川北2丁目、仁川北3丁目、仁川うぐいす台、仁川清風台、湯本町、梅野町、南口1丁目、南口2丁目、中州1丁目、中州2丁目、野上1丁目、野上2丁目、野上3丁目、野上4丁目、野上5丁目、野上6丁目、宝梅1丁目、宝梅2丁目、宝梅3丁目、宝松苑、寿楽荘、武庫山1丁目、武庫山2丁目、紅葉ガ丘、月見山1丁目、月見山2丁目、長寿ガ丘、光ガ丘1丁目、光ガ丘2丁目、青葉台1丁目、青葉台2丁目、逆瀬台1丁目、逆瀬台2丁目、逆瀬台3丁目、逆瀬台4丁目、逆瀬台5丁目、逆瀬台6丁目、ゆずり葉台1丁目、ゆずり葉台2丁目、ゆずり葉台3丁目、桜ガ丘、御殿山1丁目、御殿山2丁目、御殿山3丁目、御殿山4丁目、川面1丁目、川面2丁目、川面3丁目、川面4丁目、川面5丁目、川面6丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、清荒神1丁目、清荒神2丁目、清荒神3丁目、清荒神4丁目、清荒神5丁目、すみれガ丘1丁目、すみれガ丘2丁目、すみれガ丘3丁目、すみれガ丘4丁目、大字切畑(桜小場に限る。)、大字伊子志、大字小林、大字蔵人、大字鹿塩、大字川面、大字米谷及び大字中山寺(別に消防長が定める地域に限る。)

宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第47号)新旧対照表(第2条関係)

(現行)

別表(第3条関係)

ア 区域の全部にわたるもの

〔武庫川右岸〕

仁川北1丁目、仁川北2丁目、仁川北3丁目、仁川高台1丁目、仁川高台2丁目、仁川高丸2丁目、仁川高丸3丁目、仁川旭ガ丘、仁川団地\_\_\_\_\_、仁川月見ガ丘、仁川宮西町、仁川台、鹿塩1丁目、鹿塩2丁目、駒の町、新明和町、塔の町、谷口町、大成町、中野町、大吹町、高司1丁目、高司2丁目、高司3丁目、高司4丁目、高司5丁目、美幸町、千種1丁目、千種2丁目、千種3丁目、千種4丁目、小林1丁目、小林2丁目、小林3丁目、小林4丁目、小林5丁目、光明町、福井町、末成町、亀井町、高松町、御所の前町、社町、逆瀬川1丁目、逆瀬川2丁目、伊子志1丁目、伊子志2丁目、伊子志3丁目、伊子志4丁目、東洋町、末広町、中州1丁目、中州2丁目、野上1丁目、野上2丁目、野上3丁目、野上4丁目、野上5丁目、逆瀬台1丁目、逆瀬台2丁目、逆瀬台3丁目、逆瀬台4丁目、逆瀬台5丁目、逆瀬台6丁目、ゆずり葉台2丁目、青葉台1丁目、青葉台2丁目、宝梅1丁目、宝梅2丁目、宝梅3丁目、宝松苑、寿楽荘、南口1丁目、南口2丁目、武庫山1丁目、武庫山2丁目、梅野町、湯本町、紅葉ガ丘、月見山1丁目、月見山2丁目、長寿ガ丘

〔武庫川左岸〕 (略)

イ (略)

(改正案)

別表(第3条関係)

ア 区域の全部にわたるもの

〔武庫川右岸〕

仁川北1丁目、仁川北2丁目、仁川北3丁目、仁川高台1丁目、仁川高台2丁目、仁川高丸2丁目、仁川高丸3丁目、仁川旭ガ丘、仁川団地、仁川清風台、仁川月見ガ丘、仁川宮西町、仁川台、鹿塩1丁目、鹿塩2丁目、駒の町、新明和町、塔の町、谷口町、大成町、中野町、大吹町、高司1丁目、高司2丁目、高司3丁目、高司4丁目、高司5丁目、美幸町、千種1丁目、千種2丁目、千種3丁目、千種4丁目、小林1丁目、小林2丁目、小林3丁目、小林4丁目、小林5丁目、光明町、福井町、末成町、亀井町、高松町、御所の前町、社町、逆瀬川1丁目、逆瀬川2丁目、伊子志1丁目、伊子志2丁目、伊子志3丁目、伊子志4丁目、東洋町、末広町、中州1丁目、中州2丁目、野上1丁目、野上2丁目、野上3丁目、野上4丁目、野上5丁目、逆瀬台1丁目、逆瀬台2丁目、逆瀬台3丁目、逆瀬台4丁目、逆瀬台5丁目、逆瀬台6丁目、ゆずり葉台2丁目、青葉台1丁目、青葉台2丁目、宝梅1丁目、宝梅2丁目、宝梅3丁目、宝松苑、寿楽荘、南口1丁目、南口2丁目、武庫山1丁目、武庫山2丁目、梅野町、湯本町、紅葉ガ丘、月見山1丁目、月見山2丁目、長寿ガ丘

〔武庫川左岸〕 (略)

イ (略)